

議案第4号

大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(相対評価)	(相対評価)
第14条 [略]	第14条 [同左]
2 前項の人事評価は、次の表の左欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、 <u>同表</u> の右欄に定める分布の割合により行う。	2 前項の人事評価は、次の表の左欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、 <u>概ね同表</u> の右欄に定める分布の割合により行う。
区分	区分
分布の割合	分布の割合
第1区分	第1区分
<u>概ね100分の5を上限とする割合</u>	<u>100分の5</u>
第2区分	第2区分
<u>概ね100分の20を上限とする割合</u>	<u>100分の20</u>
第3区分	第3区分
<u>100分の100から他の区分に係る分布の割合を除いた割合</u>	<u>100分の60</u>
第4区分	第4区分
<u>概ね100分の10を上限とする割合</u>	<u>100分の10</u>
第5区分	第5区分
<u>概ね100分の5を上限とする割合</u>	<u>100分の5</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月7日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

説 明

相対評価による人事評価の区分について、評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。